

住宅等に関する補助制度

住宅取得

町では、定住促進と地域活性化を図るため、町内に住宅を新築、または購入した方を対象として、最大120万円の奨励金を交付します。

芝山町で新たに住宅の取得を検討されている方必見となりますので、ぜひご確認ください。

■名称 住宅取得奨励金

■対象者

・自らが居住する目的で住宅を取得する方

・交付対象住宅に5年以上居住する意思がある方

・交付対象者の属する世帯の全員に町税などの滞納がないことなど

■対象住宅

・令和3年4月以降に取得した住宅であること

・住宅の取得費用が新築住宅の場合は土地代を除いて500万円以上、中古住宅の場合は土地代を含めて500万円以上であること

・居住面積が50㎡以上であることほか

問 企画空港政策課 企画調整係
☎ 77・3926

■申請受付期間

対象住宅に居住後1年以内

■交付方法

交付金額を均等に5年に分割して交付

■その他

住宅取得奨励金の制度開始に伴い、平成24年度から実施していた「芝山町三代同居等支援事業助成金」は、昨年度をもって終了しました。

■交付金額（最大120万円）

基準額		50万円
加算	町内建築業者による新築の場合	+20万円
	若者夫婦世帯（※1）または子育て世帯（※2）の場合	+30万円
	転入者（※3）の場合	+20万円

（※1）夫婦ともに満年齢が40歳以下の世帯

（※2）交付対象者の属する世帯に中学生以下の子ども（出産予定含む）がいる世帯

（※3）転入日から起算して2年未満の者で、転入日前1年間、芝山町に居住していない方

住宅リフォーム

問 企画空港政策課 都市計画係
☎ 77・3909

住宅環境の向上と既存住宅のストックの活用促進とともに、地域経済の活性化および空家対策の促進を図るため、住宅リフォーム工事に要する費用の一部を補助します。

■名称

住宅リフォーム補助金制度

■補助額

【通常リフォームの場合】

補助対象経費の合計額（消費税額を除く）の10%で、限度額40万円

【空家リフォームの場合】

補助対象経費の合計額（消費税額を除く）の15%で、限度額60万円

■補助制度の概要

項目	要件
補助対象者（要件を全て満たす必要があります）	・補助対象住宅に現に居住し、かつ、当該住宅所存地を住所としていること、または工事の実績報告までにその予定であること ・同一世帯にこの補助金を受けた方がいないこと ・世帯全員が町税などを滞納していないこと ・補助を受ける住宅に、今後最低10年間居住する予定であること
補助対象住宅	・自己の居住の用に供する住宅マンションなどの集合住宅の場合…個人占有部分 ・店舗などとの併用住宅の場合…個人住宅部分
補助対象となる工事（要件を全て満たす必要があります）	・住宅の機能の維持向上または居住環境の向上を図るために行う修繕、改築、増築、減築などの工事で、建築基準法その他法令に違反しない工事であること ・町内施工業者による工事（本店・個人事業主）であること ・工事金額が10万円以上（消費税除く）であること ・対象工事が他の補助金などと重複していないこと ・令和4年2月末日までに完了し、かつ、実績報告ができること

■提出書類

①事前申込書（第1号様式）

②リフォーム工事見積書の写し

※予算額を超える申し込みがあった場合は抽選となります。

詳細は「芝山町住宅リフォーム」で検索してください。

■事前申込受付期間

4月1日（木）～5月20日（木）まで

※現に空家となっている住宅、または空家となる予定の住宅へ新たに入居する際のリフォームの場合

住宅等の耐震化

企画空港政策課 都市計画係
☎ 77・3909

昭和56年以前に建築された住宅は、現在の耐震基準を満たしていないことが多く、万一の場合倒壊する恐れがあります。また、ブロック塀等も強度不足や老朽化が著しいものは、大規模地震の際に倒壊しやすく、二次災害の可能性にあります。

町では、地震による住宅の倒壊被害を最小にし、安全・安心で災害に強いまちづくりを目指して耐震関係補助を行っています。**（4月1日より申請可能）**

芝山町木造住宅耐震診断補助金

■補助対象建築物

- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅および併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が当該併用住宅の延べ面積の2分の1以上のものをいう）であること
- ・地上階数が2以下であること

■補助対象

補助対象建築物を自ら所有し、居住している方で町税などの滞納がない方

■補助額

耐震診断に要した費用の3分の2の額で、限度額8万円

芝山町木造住宅耐震改修補助金

■補助対象建築物

- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅および併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が当該併用住宅の延べ面積の2分の1以上のものをいう）であること
- ・地上階数が2以下であること
- ・建築基準法の規定に違反していないこと

・耐震診断において「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」と診断され、かつ、耐震改修工事後の耐震診断で「倒壊しない」または「一応倒壊しない」となることが期待できるもの

■補助対象

補助対象建築物を自ら所有し、居住している方で町税などの滞納がない方

■補助額

・耐震改修に係る設計に要した費用の3分の2の額に相当する額で、限度額4万円

・耐震改修に係る工事監理に要した費用の3分の2の額で、限度額6万円

・耐震改修に係る工事に要した費用の1000分の23の額で、限度額40万円

危険ブロック塀等対策事業補助金

■補助対象者

ブロック塀等（※1）の所有者または管理者
ただし、次に該当する方は対象外となります。

- ・町税などを滞納している方
- ・販売目的で整地や解体を行う方
- ・公共事業などの用地取得に伴う損失補償の対象となる危険ブロック塀等の撤去を行う方

■補助対象となる要件

次の要件を全て満たす必要があります。

- ①芝山小学校の敷地からおおむね500メートル以内の区域に存在すること
- ②道路面からの高さが1.2メートルを超え、かつ、ブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いもの
- ③道路に面していること
- ④町役場職員による事前調査で危険と判定されたもの

■対象工事

危険コンクリートブロック塀等を撤去する費用および撤去したブロック塀等の代替として必

要となる軽量フェンスなどを設置する工事

■補助額

「危険コンクリートブロック塀等撤去」

全撤去または高さ40センチメートル以下に減じる工事で次のいずれかで最も少ない額

- ①危険コンクリートブロック塀等の撤去に係る費用の2分の1
- ②撤去する危険コンクリートブロック塀等の長さに1メートル当たり10,000円を乗じて得た額
- ③100,000円

「軽量フェンス等（※2）設置」

次のいずれかで最も少ない額

- ①軽量フェンス等の設置に係る費用の2分の1
- ②設置する軽量フェンス等の長さに1メートル当たり10,000円を乗じて得た額
- ③150,000円

■用語解説

（※1）ブロック塀等とは、コンクリートブロック塀、組積造（レンガ造等）の塀、万年塀その他これらに類する塀および一体の門柱並びに基礎のこと

（※2）軽量フェンス等とは、アルミ、スチール、ネットフェンス、生垣など、重量が重いもの以外のフェンスや門などのこと